

豊田森林組合



ウツデいとよた

Woody Toyota Communication No.54 通信

本年10月より
インボイス制度が
始まります ※2~3ページを
ご覧ください

高所作業車を使用してのライフライン伐採のようす

インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。今回は、インボイス制度について簡単にご説明致します。

1. 消費税の基本的な仕組みについて

消費税とは、商品・製品の販売やサービスの提供等の取引に対して広く公平に課せられる税金です。

消費税は、事業者が負担するものではなく、最終的に商品・製品の販売やサービスの提供等を受けた消費者が、負担する税金です。

消費税を負担する者と申告、納付する者は、以下の通りです。

消費税を負担する者 = 消費者

消費税を申告、納付する者 = 事業者

2. 消費税の計算方法について

消費税の計算方法については、課税売上に係る消費税から、課税仕入に係る消費税を差し引いて計算します。

$$\text{消費税額} = \text{課税売上に係る消費税額} - \text{課税仕入に係る消費税額}$$

3. 消費税の負担と納付の流れ

消費税の負担と納付の流れは、以下の通りです



消費者が負担した消費税は、小売・卸売・生産及び製造業者が、売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を差し引いて申告納付されます。

4. インボイス制度後の消費税について

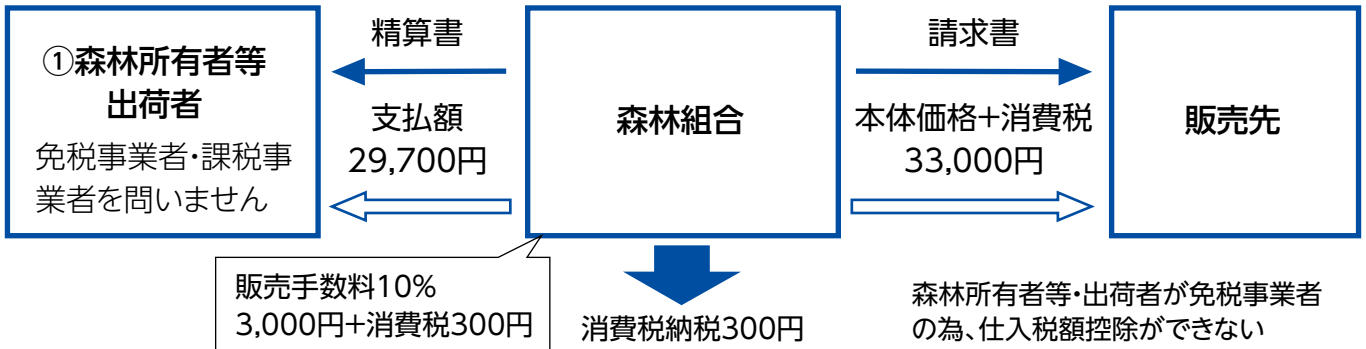
令和5年9月30日までは、仕入先が、免税事業者の場合でも消費税額を差引くことができたが、令和5年10月1日からは、仕入先が、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」の発行した「適格請求書(インボイス)」の保存を要件に仕入に係る消費税額を差引けるようになります。「適格請求書発行事業者」となると仕入先は、消費税を納めることとなります。例えば、生産・製造業者が、免税事業者でも卸売業者は、仕入に係る消費税額を

令和5年9月30日までは控除が可能でしたが、令和5年10月1日以降は、適格請求書発行事業者である場合のみ仕入に係る消費税額の控除が可能となります。このことを「インボイス制度」といいます。

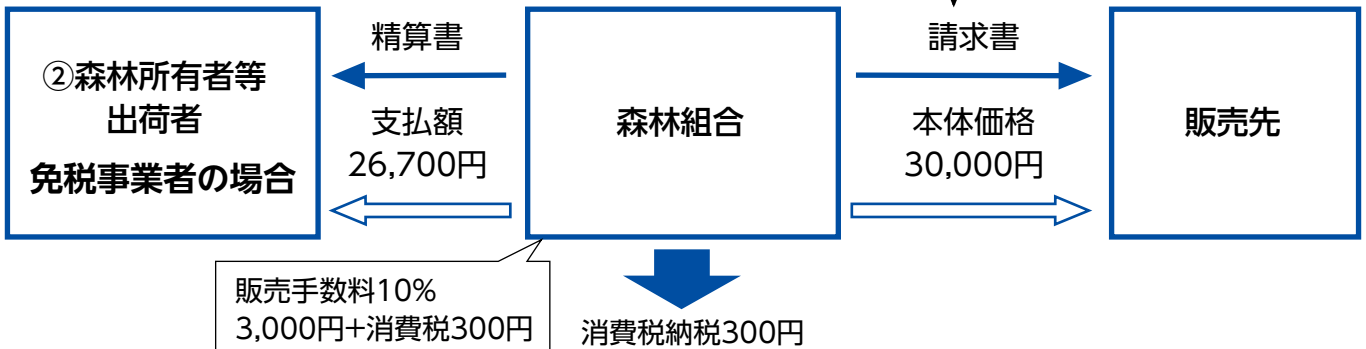
組合の場合、個人の組合員の方々から原木の買取や森林整備を行う際の免税事業者である伐採業者への作業委託費を支払う際の消費税の取り扱いがこれに当たります。

○例えば委託販売におけるインボイス制度開始前・開始後の消費税の取扱いを図で示しますと以下の通りとなります。(原木が税別30,000円で販売手数料が3,000円の場合)

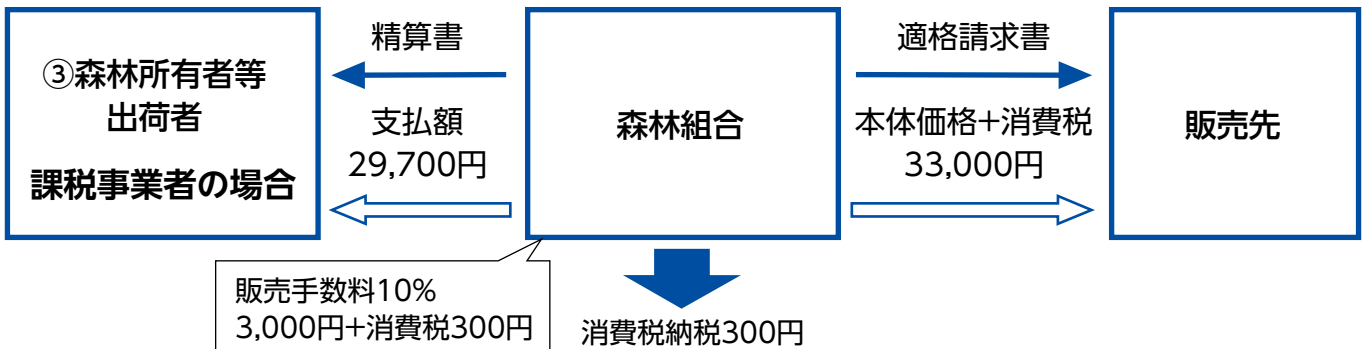
(インボイス制度開始前) 令和5年9月30日迄



(インボイス制度開始後) 令和5年10月1日以降



森林組合(適格請求書発行事業者)から出荷者への請求



森林組合(適格請求書発行事業者)から出荷者への請求

- ①インボイス制度開始前は、森林所有者等や出荷者が免税事業者・課税事業者を問わず販売先に消費税を請求できたため、支払額は33,000円－3,300円＝29,700円でした。
- ②インボイス制度開始後は、森林所有者等が免税事業者の場合は、販売先に消費税を請求できないため、森林所有者等に対する支払額は30,000円－3,300円＝26,700円となります。
- ③森林所有者等が課税事業者の場合は、販売先に消費税を請求できるため、森林所有者等に対する支払額は33,000円－3,300円＝29,700円となり森林所有者等が、免税事業者・課税事業者により支払額が変わることになります。

これらの課題を解決するためには、組合とお取引を頂く方々には、「適格請求書発行事業者」になって頂くことも一つの方法と考えられます。但し、「適格請求書発行事業者」となると前述の通り消費税納税義務が生じます。個人事業者の場合、原則として翌年3月31日迄に消費税の申告納付をする必要があります。

今後、当組合では、顧問税理士や税務署等から情報収集を進めるとともに、組合員の皆様に最良の方法を検討し、ウッディ通信等で情報を提供する予定です。

○事業紹介

「あいち森と緑づくり事業」

当組合の主力事業の一つでもある森林整備事業の中で、平成21年4月から【あいち森と緑づくり税】を財源とした、手入れの行き届かない人工林の間伐や放置された里山林の整備・保全事業「あいち森と緑づくり事業」を受注しております。(降雨災害の抑制や、水源かん養等の公益的機能を発揮させる為の愛知県の事業)近年ではライフライン保護の観点から公道沿いの電線に干渉する恐れのある樹木の伐採等も増えてきました。各地域での防災・減災に寄与できるように組合も本事業に期待しております。

※本事業は愛知県の推進する事業で「あいち森と緑づくり」HPでも公表されております。

▷事業面積の推移

豊田管内発注量	令和2年	令和3年	令和4年
	381ha	408ha	372ha

豊田森林組合受注量	令和2年	令和3年	令和4年
	299ha	283ha	245ha



施業前



施業後



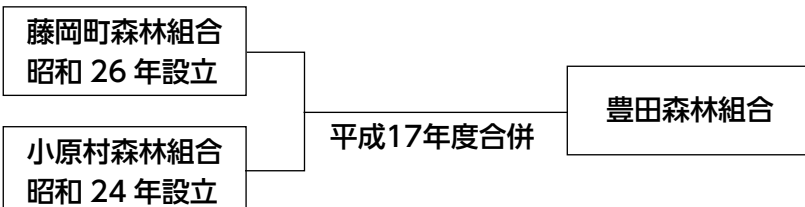
ドローンによる上空からの撮影

お問い合わせは 豊田森林組合 Tel0565-61-1616

小原藤岡事業所を解体しました

長きにわたり小原・藤岡地区の森林管理の拠点として地域の皆様にご愛顧いただいていた組合事業所の施設ですが、令和5年1月より解体工事を始めました。

組合員の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、引き続き足助の本所にて森づくりの団地化や森林整備等の事業を進めて参りますので、ご理解とご協力をお願い致します。



活動報告 2022.12月～ 2023.3月

令和4年12月3日

林業作業見学ツアーに協力しました

令和4年12月3日(土)に(公財)愛知県林業振興基金が主催する林業作業見学ツアーに協力しました。これは林業に就業希望している人達を対象に林業作業の様子や林業の仕事内容を理解してもらうのが目的で毎年開催しています。今回は10名の参加を得て、午前中に組合本所にて林業の話をして午後から市内御内町地内で高性能林業機械が稼働している利用間伐の現場を見ていただきました。伐倒作業など実際の現場を目の当たりにして参加者の皆さんは驚嘆の様子でした。今回の見学ツアーを通して林業に関心を持ち、就業に繋がることを期待します。



令和5年1月14日

山を持ったら知っておきたいこと5選を開催

豊田市の森林に関するイベント等を発信するサイト「トモリ」で募集をした、「山を持ったら知っておきたいこと5選」が令和5年1月14日(土)に浄水交流館にて開催しました。この講座では、新たに山林所有者になった方を対象に司法書士の滝浪氏を講師に迎え、山林所有にかかる民法上の義務、責任等を話して頂きました。受講された皆さんは初めて聞く内容でしたが、管理すべき事項や注意点をメモにとっていました。質疑応答も非常に出て、山林所有者の皆さんはそれぞれ不安や問題を抱えているのが垣間見えました。



令和5年1月27日

県議・市議への報告会を開催

令和5年1月27日(金)に県議会議員と市議会議員の方々へ組合の事業報告や計画などを説明する報告会を開催しました。例年ですと7月頃の開催でしたがコロナ禍の影響でかなり時期が遅れてしまいましたが、それぞれの議員の皆さんに現状組合が抱えている課題を説明し、アドバイス等をいただきました。

今後の森林施策や組合が計画している事業等、親身になって聞いていただき非常に心強く感じました。これからも議員の皆さんのご理解とご支援を得て市内の森林整備を進めて参ります。



活動報告 2022.12月~ 2023.3月

令和5年2月9日

職業人講話に協力しました

令和5年2月9日(木)に名古屋市立北高校に伺って「職業人講話」の講師を務めました。今回は1年生を対象に様々な業種の人達がどんなことに取り組んでいるかを話すもので、林業の話には約30名の生徒が聞いてくれました。名古屋市内の学生なので普段森林に触れることが無く少し心配でしたが、非常に積極的に質問等をして頂きました。将来を担う若い人達が新たな木材の利用方法を考えて下さいと、話を結びました。

今年度もこういったイベントで様々な学校や団体が組合へお越しになったり、こちらから伺ったりしました。今後も森林や林業への理解や森林組合の活動を紹介する普及活動を続けて参ります。

組合へお越しになった学校

- 5/11 下山中学校
- 7/5 猿投農林高校
- 8/5 安城農林高校
- 12/20 敷島小学校
- 3/23 冷田小学校

組合から伺った学校等

- 5/10 藤岡南中学校
- 11/24 とよたシニアアカデミー
- 12/16 愛知学院大学
- 2/2 小原学園
- 2/3 幸海小学校(キノコ菌打ち)
- 2/9 名古屋北高校

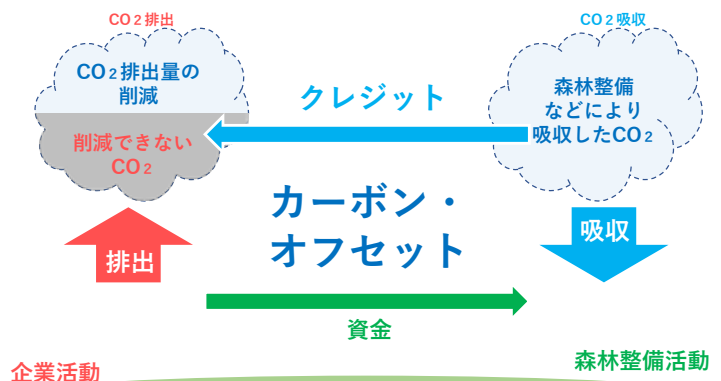


令和5年3月2・3日

とよたビジネスフェアに参加しました

スカイホール豊田にて令和5年3月2・3日(木・金)に開催された「とよたビジネスフェア2023」に出展しました。今回も前回同様にウッディーラー豊田のブース内において、組合の取り組みの紹介と今後新たな事業として計画しているJクレジットをPRしました。昨今の環境問題を背景にたくさんの企業の方々から質問をいただき関心の高さが伺えました。組合として今後も社会に貢献できる事業を展開していきます。

カーボン・オフセットとJクレジットの仕組み



クレジットの資金を活用して間伐などの適切な森林整備を行うことで、森林の成長とCO₂吸収の促進を図ります。森林整備により、CO₂吸収だけでなく、水源のかん養、土砂災害防止、レクリエーション空間の創出などさまざまな機能を発揮します。

※Jクレジットとは…

Jクレジット制度とは、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出量削減や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。認証されたクレジットは販売／購入することができます。購入したクレジットは、温対法の報告における排出係数の調整やカーボン・オフセット等に利用することができます。



購買で購入時に クレジットカードがご利用できます

先回の小誌にて購買でのお買上げ時にクレジットカードがご利用できる告知をさせて頂きましたが、おかげさまで沢山の方にご利用いただいております。チェーンソーや草刈り機の買換え時には、ぜひクレジットカードをご利用ください。

●対応できるカード会社

- ・VISA
- ・マスター
- ・JCB
- ・アメリカンエクスプレス
- ・ダイナースクラブ
- ・ディスカバー



新型コロナウイルス感染症の 拡大状況により、提案会等の 予定が変わる場合があります。

森づくりの団地化を推進していく上で、組合員の皆さまには杭入れや説明会等にご参加頂いております。杭入れを行う際には、日にちや時間帯、対象人数を限定する等、感染拡大の予防に努めていますが、室内で行われる提案会等は中止又は延期とし、個別に関係書類を送付させて頂くことがございます。豊田市森林課や地域森づくり会議代表者さまとその都度協議をし、判断致します。ご理解とご協力をお願い致します。

○問合せ

豊田森林組合 林産課計画グループ TEL0565-61-1616

組合員の皆さまへ お願い

土地所有者名義変更等、
「変更届け」は90日以内
に提出してください。

豊田森林組合の組合員の皆さんで、住所の変更や相続などで土地所有者名義等に変更があった場合には、変更届けを90日以内に提出して下さいようお願い致します。

購買より休業の ご案内

令和5年3月30・31日(木・金)は棚卸しのため休業とさせていただきます。
皆様のご理解とご協力をお願い致します。

ゴールデンウィーク休業のご案内

令和5年4月29日(土)～5月7日(日)まで
お休みをいただきます。

組合員の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

合わせて購買事業も同様にお休みをいただきます。

森の講座が もりだくさん！



豊田市の森林に関する様々な情報を発信しているサイトTomori (トモリ)では、森に関する様々な講座を掲載しています。サイト内で講座の申し込みもできます！春以降、新しい講座を開催していく予定ですので、森に興味がある方は、ぜひご参加ください♪

＼講座の一部をご紹介します♪／



「マイスプーン作り」



「木で薫るアロマメイキング」

アクセス方法はこちら

① QRコードからアクセス！



② Webでキーワード検索！

豊田市 トモリ

<https://tomori-toyota.net/>



「昆虫食の世界」



「森ヨガ&ウォーキング」

お問い合わせ

豊田市役所 産業部 森林課
〒444-2424 豊田市足助町宮ノ後19-5

TEL 0565-62-0602 (直通)
Mail shinrin@city.toyota.aichi.jp



豊田森林組合

〒444-2424
豊田市足助町横枕5番地

〈電話〉0565・61・1616

〈FAX〉0565・61・1617

E-mail : info@woodytoyota.net

ウッドイとよた通信
No.54

発行日 令和5年3月25日
発行 豊田森林組合